## 国際展開戦略等施策の主な進捗状況

2013年12月3日

	2013年12月3日
日本再興戦略に 記載された施策	主な進捗と今後の予定
世界を惹きつける地域資源	原で稼ぐ地域社会の実現
観光資源等のポテンシャル	レを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会
〇訪日プロモーションに 関する省庁・関係機関の 横断的計画策定と実行	・国際広報強化連絡会議、ビジットジャパン・クールジャパン合同ワーキンググループを9月に開催。 ・オールジャパン訪日プロモーション事業として、在外公館、観光庁、JNTOが連携して旅行博、観光展への出展等を実施。 ・観光庁において、関係省庁から海外出展等の事業について情報提供を受け、共同・連携事案計画を作成し、共有。 ・平成24年度補正予算において、ローカライズ支援、国際共同製作支援を実施。 ・国際交流基金文化芸術交流事業の一環として、商業ベースで日本のテレビ番組が放送されにくい国において、アニメやドラマといった魅力的な日本のテレビ番組を海外の放送機関を通じ放映することにより、日本文化を広く海外一般の人々に紹介。・海外での旅行博や、政府の海外向け広報ホームページ("We are Tomodachi"サイト)などの場を通じて、日本ブランド向上及び観光促進に資する関連コンテンツとしての訪日プロモーション映像を活用中。 ・文化財に係る情報発信・活用方法の在り方について有識者による検討を8月に開始。
〇査証発給要件緩和、入 国審査迅速化等の訪日 環境の改善	・7月1日より、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン、インドネシア向け、11月18日より、カンボジア、ラオス向けの査証発給要件の緩和を実施。残るASEAN加盟国(ミャンマー)向けの査証発給要件の緩和については、日本人への査証緩和という相互主義の観点も含め結論を得るべく検討中。 ・一定の要件を満たした外国人の長期滞在を可能とする制度の導入に向けた検討を開始。 ・大型クルーズ船に対する入国審査の迅速化・円滑化に向けた新たな方策を検討。 ・6月以降、空港における自動化ゲートの利用を促進するための方策の検討を開始。 ・航空会社、空港会社、航空局、観光庁、CIQ機関等をメンバーとするファーストレーンの設置等に向けた検討会を10月に設置し、今年中を目処にとりまとめ予定。 ・首都圏空港の更なる機能強化に向け、具体的な方策の検討に着手。今年度中に具体的な機能強化策にかかる技術的な選択肢の洗い出しを実施。 ・LCCを含めた航空会社に対する着陸料の引下げ・割引き、手荷物取扱施設使用料の引下げ等を実施するとともに、LCC専用ターミナルの整備を推進。 ・空港内におけるビジネスジェット利用旅客の動線整備等を推進するとともに、小型ビジネスジェット機のチャーター事業に対応した包括的な基準を策定し、年内に施行予定。また、10月より、外国籍ビジネスチャーター機が我が国に乗り入れる場合において、一定の条件を満たす場合に、それに接続する国内区間を許可対象とする措置を実施。

〇外国人旅行者の滞在 環境の改善	・多言語対応について、共通ガイドラインを策定するための検討委員会を10月に設置。 ・官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業として、78地域を選定し、観光資源の磨き上げによる旅行商品の造成に向けた取組(モニターツアーの造成・実施)を開始。 ・8月、JNTOに地域コンサルティング窓口を設置し、地域に出向いてのコンサルティング事業の募集を開始。 ・宿泊施設についての情報提供のあり方を検討するため有識者による研究会を設置。 ・ムスリム旅行者に対する受入環境の整備やサービスの充実を図るため、札幌、登別、横浜の3拠点でモデル事業を実施。 ・外国人旅行者向け消費税免税制度について、財務省に対象品目の拡大等及び手続の簡素化に係る改正要望を提出。 ・災害時において訪日外国人旅行者に迅速かつ正確に必要な情報を提供する体制を構築するべく、10月に「訪日外国人旅行者への情報提供のあり方に関するWG」を設置し、訪日外国人旅行者を誘導するための対応マニュアルの作成、地域防災計画に訪日外国人旅行者への対応を記載するための指針作成等について検討し、今年度中にとりまとめ予定。
〇新たなツーリズムの創 出	<ul> <li>・エコツーリズム地域活性化支援事業で地域が取り組むエコツアープログラムの作成等を支援。</li> <li>・都市農村共生・対流総合対策交付金等を活用し、食をはじめとする地域の多様な資源を活用する集落連合体によるグリーン・ツーリズムの取組を支援。</li> <li>・8月よりニューツーリズム普及促進モデル事業を開始。</li> </ul>
〇国際会議等(MICE)誘 致体制の構築・強化	・「グローバルMICE戦略都市」を6月に選定し、海外アドバイザー派遣(第1回を8月に実施)等を通じて、都市のマーケティング能力の向上を支援。 ・12月に設置予定の「MICE誘致促進委員会」を通じて、学界等の有力者によるMICEの啓蒙・誘致活動を開始。 ・「ユニークベニュー利用促進協議会」を8月に設置し、施設利用のガイドライン作成等、ユニークベニューの開発・利用促進の具体的方策について議論。 ・6月に、観光庁、JNTO、経済産業省、JETROの4者にて共同行動計画を策定し、具体的な連携を実施。
〇国際的な大規模イベン トの招致・開催	・9月に2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京招致に成功。 ・その他、大型国際会議である、2017年世界神経学会議(2017年9月京都)、第11回国際水協会(IWA)世界会議(2018年9月 東京)、第22回国際栄養学会議(2021年10月東京)の日本誘致が決定。 ・9月の第5回日中韓文化大臣会合において、2014年東アジア文化都市が横浜市に決定。

国際展開戦略			
1. 戦略的な通商関係の構	<b>禁と経済連携の推進</b>		
〇国益に資する経済連携 交渉の推進	・TPP:7月初めに100人規模の体制を整備。7月末にTPP協定交渉に参加。8月に閣僚会合及び第19回交渉会合、10月に首脳会合、閣僚会合に出席。首脳会談では、発展段階の多様性に配慮する包括的でバランスの取れた地域協定を年内に妥結することを目的に取り組むことに合意。12月7-10日に閣僚会合を予定。 ・東アジア地域包括的経済連携(RCEP):9月に第2回交渉会合が開催され、今後の交渉の取り進め方や、扱うべき交渉分野等について議論。2014年1月に第3回交渉会合を予定。 ・日中韓FTA:11月に第3回交渉会合が開催され、物品貿易、サービス貿易、投資、競争、知的財産等の広範な分野について議論が行われた。 ・日EU・EPA:10月に第3回交渉会合が開催され、11月の日EU定期首脳協議において早期締結に向けた双方の強いコミットメントを改めて確認。2014年1月27日の週に第4回交渉会合を予定。 ・日モンゴルEPA:7月に第4回交渉会合が開催され、今後の大きな進展のための基礎がつくられた。9月のアルタンホヤグ首相訪日の際に発表された両国の共同声明において、「交渉を精力的に進め早期に妥結させる」との目標で一致。・日加EPA:7月に第3回交渉会合、11月に第4回交渉会合が開催され、有意義な議論が行われた。・日コロンビアEPA:10月に第3回会合が開催され、実質的かつ建設的な議論が行われた。2014年前半にも第4回会合を開催し、交渉を進展させる予定。・日豪EPA:11月中旬にロブ豪貿易投資大臣が訪日し、日豪EPAについて議論。オーストラリア新政権との間でも日豪EPA交渉を推進していくことを確認。		
	・7月に規制改革会議(貿易・投資等ワーキング・グループ(WG))を設置。これまで、対日投資促進、空港規制の緩和、外国法事務弁護士制度の見直し、相互認証の推進について議論を実施。		
○投資協定·租税条約の 締結·改正推進	・署名済未発効の投資協定のうち5本が第185回臨時国会にて承認。7月以降、5本の租税条約が発効。		
〇外国人看護師·介護福 祉士の受入れ	・2013年12月にベトナム人看護師・介護福祉士第1陣候補者に対する訪日前日本語研修が終了予定。 ・2014年6月にベトナム人看護師・介護福祉士候補者が来日予定。 ・受入れ拡大に向け、インドネシア及びフィリピンについて、現地での日本語能力等の強化、訪日後の学習支援等の取り組み を実施。また、インドネシア及びベトナムからの訪日に際し、日本語能力要件を導入。 ・インドネシアで「看護実践能力強化プロジェクト」を実施中。		
2. 海外市場獲得のための	2. 海外市場獲得のための戦略的取組		
〇地域別市場開拓(3地域)	・「中国・ASEAN」「南西アジア・中東・ロシアCIS・中南米」「アフリカ」の3地域において、総理・閣僚によるトップセールス等を通じ、我が国企業の海外展開を支援。今後は透明性・予見性の確保等のための政府間対話を引き続き推進しつつ、以下の内容につき重点的に取り組む予定。 ①「中国・ASEAN」:政策対話等を通じた相手国での制度構築支援 ②「南西アジア・中東・ロシアCIS・中南米」:現地商工会のロビイング活動強化、ミッション派遣・商談会等の実施 ③「アフリカ」:TICAD Vのフォローアップに加え見本市出展等を通じたビジネス機会の拡大		
①インフラ輸出・資源確保(「インフラシステム輸出戦略」については、11月の第6回経協インフラ戦略会議(議長:内閣官房長官)にてフォローアップを実施)			
〇トップセールスの実行と 官民連携体制の強化	・本年、ASEAN、中東、ロシア、北米、アフリカを中心に、総理・閣僚による強力なトップセールスを実施。1~9月末に総理・閣僚で56件(前年25件)、このうち経済ミッションの同行は12件(前年1件)。		

〇経済協力の戦略的な活 用	・本邦技術活用条件(STEP)の適用範囲拡大や条件緩和、外貨返済型円借款や災害復旧スタンドバイ借款の導入を行い、各々複数国に対する供与を表明。 ・新制度であるインフラ整備事業に対する途上国政府の出資を補う円借款の活用(Equity Back Finance)及び事業運営権獲得を視野に入れた有償資金協力を含めたパッケージ(Viability Gap Funding)について、今年度中を目途に案件を絞り込む予定。 ・JICA海外投融資について、現地通貨建て融資スキームを創設し、今年度内に適用案件の審査の開始を目指す。	
〇公的ファイナンスス キームの充実	・民間の保険では提供できない新たな課題に対応した貿易保険制度の改正について、次期通常国会を目途に必要な法制上 の措置を講ずる予定。	
〇先進的な技術・知見等 を活用した国際標準等の 獲得及び認証基盤の整備、新たなフロンティアと なる分野への進出支援	・9月の第5回経協インフラ戦略会議にて「日本方式」普及のため、国際標準化の推進に向けた官民一体の取組やODA等の政策支援ツールの有効活用、ASEANを中心とした国際標準化の仲間作り、世界に通用する国内認証基盤の整備の推進などの取組方針を確認。	
〇安定的かつ安価な資源 の確保の推進	・米国については、総理や閣僚級によるハイレベルでの働きかけにより、5月、9月及び11月に日本企業が関与する3つの LNGプロジェクトについて、米国政府が輸出を承認。残る1つのプロジェクトについても、輸出の早期承認に向けて米国政府に 対して働きかけを行う。カナダについては、9月の日加首脳会談を受け、10月に経済産業省とカナダ天然資源省の間で、「石油・天然ガスに関する協力声明」に署名。今後、早期にカナダとの政策協議を開始する予定。 ・LNG消費国間の連携強化によるバーゲニングパワーの強化を目指し、9月に「第2回LNG産消会議」を開催。	
②潜在力ある中堅・中小企業等に対する重点的支援		
〇中堅・中小企業等 (サービス業を含む)向け 海外展開支援体制の強 化	・地域金融機関や商工会議所など国内各地域の企業支援機関から、外務省(在外公館を含む)、JETRO等海外展開支援に知見ある機関に対して、有望企業の紹介を円滑に行う「海外展開一貫支援ファストパス制度」につき、12月より試験運用開始。年内に仕組みを構築し、今年度内に本格実施を予定。	
〇海外現地における「海 外ワンストップ窓口」の創 設	・現地の官民支援機関が連携する「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を8月末までに8か国・10か所に設置(重慶 /成都、チェンナイ、ムンバイ、ジャカルタ、バンコク、マニラ、ホーチミン、ハノイ、ヤンゴン、サンパウロ)。	
〇アジアの金融インフラ 整備支援	・アジア各国の当局を対象とする現地・訪日研修などについて、2015年度以降に推進予定であった支援プロジェクトを前倒して実施。 ・ミャンマーについては、法令策定支援により本年夏に成立・施行した証券取引法の下位法令について、引き続き支援を実施。また、当局の証券監督能力強化のため、専門家を派遣。	
〇我が国企業の人材の 育成とグローバル化の推 進	・国際即戦力人材の育成を目的とする企業若手人材の海外インターンシップ派遣につき、9月までに公募を完了し、順次派遣。今年度は17か国へ約150人の派遣を予定。 ・我が国企業の現地の「社長の右腕・実務のトップ」を育成するため、途上国人材の訪日研修、日本人専門家の現地派遣を実施。10月末までに、年間目標1000人を上回る1084人に対する研修の実施を決定。	
〇国内外人材の活用によ	・新興国進出に取り組む中堅・中小企業に、JETROが現地でのビジネス経験豊富なシニア人材を専門家として派遣し、現地での拠点設立等まで含めたハンズオン支援を実施。10月までに385社への支援を決定。2014年度末までに1000社への支援を予	

OODAを活用した中小企 業等の海外展開支援	・民間提案型普及・実証事業(中小企業等からの提案に基づく、製品・技術等の途上国政府関係機関での普及・展開)について、7月末に20件を仮採択し、10月以降契約が完了した案件より順次事業を開始。
③クールジャパンの推進	
〇発信力の強化	・クールジャパン推進会議のアクションプランに基づき、総理参加の日本食イベント(ポーランド、中東訪問時)や日本文化の発信イベントでクールジャパン戦略担当大臣による日本の魅力を発信、クールジャパン戦略とビジットジャパン事業の連携(観光庁、JNTO、経済産業省、JETROの4者による「訪日外国人増加に向けた共同行動計画」策定)等を実施。
〇(株)海外需要開拓支援機構を活用したクールジャパンの戦略的な推進	-6月12日に株式会社海外需要開拓支援機構法が成立(6月19日公布、9月18日施行)。 -11月25日に(株)海外需要開拓支援機構設立。
〇コンテンツ等の海外展 開の促進	・コンテンツのローカライズ支援、プロモーション支援、国際共同製作支援を実施。 ・放送コンテンツの二次利用に係る権利処理の更なる効率化と、映像コンテンツ権利処理機構(aRma)の自走化のために、権利使用料の徴収・分配までを一元化するための実証実験、実演家・主題歌等音楽(レコード原盤)に関する権利処理迅速化のための実証実験を実施中。 ・8月に放送コンテンツ海外展開促進機構(一般社団法人)が発足。
〇日本食、食文化の海外 展開・日本産酒類の輸出 促進	・国際イベント、外交レセプション、講演会、主要国際空港でのプロモーション活動、「酒蔵ツーリズム」の促進等を通じた発信、日本食と連動した見本市・商談会等を実施。 ・8月に策定した農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略において日本産酒類を重点品目と位置づけ重点的に支援。 ・今年度中にWSET(ダブリューセット:ロンドンに本部を置く世界最大のワイン教育機関)に設置予定の日本酒コース担当教官に対し、日本産酒類に対する知識、理解度の向上のための支援を実施予定。
〇海外広報体制の強化	・国際広報強化連絡会議の下、関係省庁の連携を推進(9月にビジット・ジャパン、クールジャパン合同ワーキンググループを開催)。 ・9月のサマーダボス(於:中国大連)でのジャパンナイトを通じた情報発信等を実施。 ・対外広報戦略企画チームにおいて観光・日本食等といった日本の魅力等を含む、日本への理解促進のために広報すべきコンテンツ(和英)をとりまとめ、11月7日に政府の海外向け広報ホームページ("We are Tomodachi"サイト)に掲載、また関係省庁の協力を行取とはませない。また
	<u>資金・人材等に関する基盤の整備</u>
①対内直接投資の活性化 〇特区制度の抜本的改 革	・「国家戦略特別区域法案」11月5日に閣議決定、8日に審議入り。成立後、国家戦略特区諮問会議において基本方針、特区の指定及び区域方針について審議。特区の指定後、特区ごとに設置する特区会議が特区計画を作成。内閣総理大臣による特区計画の認定により規制の特例措置等を適用予定。
〇政府の外国企業誘致・ 支援体制の抜本強化	・外国企業からの行政手続き等の相談を一括受付し、関係府省庁との面談への同行や外国語サポートを行うため、JETROに9月、対日投資相談ホットラインを設置。規制改革要望についてもJETROが一括して受付、フォローを実施。 ・資本参入などの投資を促進するための環境整備の一環として、我が国中堅・中小企業と外国企業との資本提携に関する成功事例の収集・分析を実施中。 ・大型案件を中心とする能動的な発掘・誘致活動を展開するため、業種別専門家等の配置によるJETROの産業スペシャリスト機能の強化を予定。グローバル企業の拠点整備等への支援も実施予定。